

葉山町長 山梨崇仁 様

葉山町情報公開審査会
会 長 相川 忠夫

葉山町情報公開条例の改正について（答申）

平成27年11月25日付け葉総第131号で諮問のあった葉山町情報公開条例（平成22年条例第4号。以下「町条例」という。）の改正について、次のとおり答申する。

一 答申

葉山町（以下「町」という。）の情報公開制度における不服申立ての審査については、情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対する諮問・答申という手続を経て、実施機関が裁決をすべきである（審理員による審理を経た上で行政不服審査会に諮問するという手続によるべきでない）と判断するので、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第1項ただし書に基づき、これを可能とするための町条例の改正をすべきである。

二 理由

1 行政不服審査法の改正

法は、平成26年6月13日、全部改正され、不服申立ての仕組みに大きな変化がもたらされた。このうち、特に注目すべきことは、不服申立てを審査する行政庁（審査庁）が裁決をする前に、審理員による審理及び行政不服審査会への諮問・答申の制度が新設されたことである。

従来の不服申立て制度においては、審査請求の場合は審査庁が、異議申立ての場合は処分庁が審理し結論を出すものとされていた。しかし、処分庁自身が判断する異議申立ての場合はもとより、審査請求においても処分庁の上級機関である審査庁が判断するのでは、行政組織の中の見直しでしかなかった。しかも、実際の審査は、審査庁が直接行うわけではなく、その補助機関となる職員が担当していた。それゆえ、場合によっては、国民に対する処分案を作成した職員が、その国民からの不服申立ての審査にも関与し、不服申立てに対する裁決・決定案を作成することもありえたことから、公正な立場による救済手続きとしては不十分であるとの批判があった。

こうした批判を踏まえて、今回の改正では、異議申立てと審査請求を一本化し、さらに、審理員及び行政不服審査会への諮問・答申の制度を置いた。すなわち、国民から審査請求があっ

たときは、まず、処分案の作成に携わった職員とは別の審理員が（法第 9 条）、事件について調査・審理し（法第 28 条～第 41 条）、裁決に関する意見書（審理員意見書）を作成する（法第 42 条第 1 項）。次に、これを行政不服審査会に諮問し、内容に関する審査を受ける（法第 43 条）。その答申を受けて、審査庁が、裁決をする（法第 44 条）。

これによって、不服申立ての審査手続における公正性が確保され、簡易迅速な国民救済の手段として機能するとともに、国民の信頼を得られるものと期待されている。

その一方で、地方公共団体の定める情報公開制度においては、非公開決定に対する不服申立てについては、外部有識者からなる第三者的機関である情報公開審査会への諮問と、その答申を経て、実施機関が決定をすることで救済の実を上げてきた。町条例も、実施機関に対し、情報公開請求に対する拒否処分（一部拒否処分を含む。）に対する不服申立てがあったときは、当審査会に諮問し、その議を経ることを義務づけている（町条例第 15 条）。また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）も、行政機関の長に対し、不服申立てがあったときは、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものと定め（同法第 18 条第 1 項）、法改正後も、これを維持している。

2 町の情報公開制度における当審査会の役割

当審査会は、行政情報の公開に関する制度及び地方自治に関し学識経験を有する 5 名以内の委員によって構成され（町条例第 19 条第 2 項、葉山町情報公開審査会規則（平成 22 年規則第 14 号）第 3 条第 1 項、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成 7 年条例第 13 号）別表）、町の行政組織から分離・独立した立場において、諮問された不服申立てについて審査する。その審査に当たり、実施機関の指揮監督を受けることはない。

その審査方法は、不服申立人の作成する情報公開請求書、異議申立書及び意見書、実施機関の作成する非公開決定書（一部公開決定書を含む。）及び非公開処分理由説明書に基づく書面審査を原則とするが、不服申立人及び実施機関等から口頭で説明を受け、必要な資料等を徴することもできる（町条例第 20 条第 1 項・第 2 項）。特に、不服申立人の口頭陳述については、旧法第 25 条第 1 項ただし書が、不服申立人の権利として保障していることに照らし、口頭陳述をすることができる旨の告知をした上で、口頭陳述をするかどうかの意思確認をするなど慎重な措置が執られている。

また、当審査会の審査は、実施機関による公開・非公開の判断の合理性を事後的に審査するにとどまらない。情報公開請求の対象となっている行政情報を参照した上で（町条例第 20 条第 3 項・第 4 項）、公正な第三者の立場から、町条例第 5 条各号に該当するかどうかを判断することができる。

こうした慎重な手続を経て作成された当審査会の答申については、実施機関は、これを尊重して、不服申立てに対する決定をしなければならない（町条例第 17 条）。

こうした審査方法は、町の情報公開制度における不服申立ての審査方法として既に定着して

おり、成果を上げている。また、審査の公正性に疑義が生じたことはないし、実施機関が、これを尊重しないという事態が生じたこともない。

以上のことを総合的に考慮するならば、町の情報公開制度における不服申立ての審査については、現行の制度によって、公正な審査が確保されており、これを変更し、審理員制度を導入する必要性は認められない。

3 結論

町の情報公開制度における不服申立ての審査については、現行の制度を維持すべきであり、法第9条第1項ただし書に基づき、これを可能とするための町条例の改正をすべきである。